

令和3年度第1回文京区文化財保護審議会 会議録

*日時	令和3年8月2日(月)午後6時45分～午後7時40分
*場所	オンライン開催
*次第	I 開会 II 教育総務課長挨拶 III 議題 文京区指定文化財の指定について IV 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員(谷川章雄、藤井英二郎、内田青蔵、副島弘道、佐藤信、岩淵令治) 事務局(松永教育総務課長、川口文化財保護係長、臼井文化財保護係主事、町田文化財調査員)
*傍聴者	募集中止
*資料	資料第1号 文京区指定文化財の指定について(諮問)

I 開会

II 教育総務課長挨拶

III 議題

1 文京区指定文化財の指定について

事務局が資料第1号に基づき、指定説明書(案)の説明を行った。

《会長》それでは何かご質問・ご意見等がございますか。

《委員》1点は、一番新しい史料が大正4年と説明がありましたが、目録の何番ですか。

お寺にはもっと新しい史料もあると思うのですが、どこで切ったのでしょうか。もう1点の質問は、年代のところに、江戸時代何月何日と書いてある場合と、年不詳何月何日と書いてある場合があって、これはどのように分けたのでしょうか。年不詳の方にも「午4月」とか「名主紋右衛門」などと書いてあるのは、江戸時代午4月でよいかという気もするのですが。江戸時代の年代で分けたのと年不詳で分けたものの、分け方の基準について教えてください。

《事務局》大正4年の史料は、目録20ページの690番です。目録は整理番号順になっていて、年代順に並んでいるわけではありません。整理番号は1、2、3…と数字から始まる番号が続き、目録の24ページにはAを頭に付けた番号が出てきます。今回諮問した麟祥院文書は、これ以外に未整理(今整理を進めているもの)も他にあって、その分は除いております。整理し終えたところまでを今回の諮問の対象としています。また「大正4年」は、あくまでも年代がわかっている史料に関してで、年代がわからない史料の中にこれより新しいものも当然あるだろうと思われま。

内容その他によって確実に江戸時代とわかる史料については、年不詳のグルー

プの中でも江戸時代としていて、明治初期の可能性のあるものに関しては、大体江戸時代だろうというふうに思われるものであっても、明治初期でまだ名主制度が続いているようなものがありますので、この部分は年不詳のままにしています。

《委員》まだ完全に全部調査されてないということのようですので、大正4年で切ったということではないわけですね。この後の調査によっては、もっと年代が後の史料まで入る可能性もあると思ってよいのでしょうか。

《事務局》はい。今回諮問にあげたのは、目録で点数が確実にになっているもの、切りがいいところで切ったものです。実は今回あげたものというのは昭和52年に区の方で麟祥院文書の整理を伊藤好一先生に委託して調査したものです。そこで上がってきた目録が今回挙げたもののすべてです。今現在整理を進めているものは、2015年に麟祥院から新たに史料が出てきたので整理して欲しいという依頼があり、2016年、2017年、2018年の3カ年に、基礎整理（文書を1枚1枚剥がして中性紙の封筒に入れて、番号をつける）を行いました。2016年に整理したものをB、2017年に整理したものをC、2018年をDというふうに年度ごとに分けております。今回の諮問の段階でB以降の目録が固まっていませんでしたので点数が確定できず、今回除外しました。

あともう一点、すでに麟祥院所蔵文書の中でいくつか区指定文化財になっているものがあるのですが、その中で春日局書簡というのがございます。これは有形文化財（古文書）の種別で昭和49年に指定されているのですが、春日局の書状を中心とした寛永年間の古文書が卷子装2巻です。指定名称は「麟祥院文書春日局書簡」です。今回新たに指定する「麟祥院文書」と、すでに指定している「麟祥院文書春日局書簡」とが、紛らわしくなるという点があります。場合によっては、すでに指定しているものに追加指定というのも可能性としてはあるのかと思います。

《委員》事情がわかってきました。私も奈良の寺で調査した経験がありますが、どんどん湧いてくるように史料が出てくる場合があります。今回は、全体の扱いの第1弾として指定する方向として、追加があるということを入りに入れて進めていかれた方がよいのではないのでしょうか。

《事務局》文書の保存環境が非常に悪く段ボール詰めになっており、今回の諮問にあげた部分も、再整理するときには中性紙の封筒に入れ直す前は普通の茶封筒に入っていた状態でした。

また、新出史料は損傷がひどく、江戸時代のものについては展開できないものが非常に多いです。このような状態ですので、なるべく早めに文化財指定して、公費で保存についての道を開ける状態にしておきたいというのがありました。

《委員》4月20日付で文化財指定の諮問を出して、今年度中に相当の量が付け加わってくるのは難しいと思います。今の時点での1,229点で令和3年度の文化財指定を行い、数年後にでも追加指定をしていくということの方がわかりやすいと思います。9月に少しの量が変わることなら可能性はあるかもしれませんが、基本的なスタンスとしては、今わかっているものを今年度指定する方向で検討してみ

ください。

質問があるのですが、1,229点の麟祥院文書ということですが、麟祥院には聖教類は何もないのですか。聖教を省いて文書だけを出しているのですか。

《事務局》まず聖教類に関してですが、住職に確認してみないとわからないのですが、おそらく可能性が高いです。麟祥院自体が戦災で燃えていて、4つあった蔵の3つが燃え、1つが残った。その中にあったのがこれらの古文書です。

《委員》わかりました。昭和52年に区の方で整理したということ伺いましたが、その時の結果は報告書や学術誌上への紹介などはないのですか。

《事務局》ございません。昭和52年度に区の方から、当時の文京区文化財専門委員の伊藤好一先生に委託をして目録を作っていただきました。実はそれ以前にも整理をされているようで、年代はわからないのですが、豊島区史編纂室が麟祥院に調査に入り、麟祥院文書を整理したようです。今回の諮問で対象とした文書のうち数字から始まる番号のものは、その時に整理したものと思われま

す。Aから始まる文書については、おそらく昭和52年に新しく出てきた史料で、伊藤好一先生が番号をつけたものになります。

《委員》わかりました。指定後も麟祥院さんが所有して保管するという見通しですか。保存修理は指定後早急に行う必要のあるものですか。

《事務局》そのように考えます。

《委員》保存修理をしていく予算措置等の可能性があつて、この指定を行うわけですか。

《事務局》実際にすぐに全てでできるかということ、分量が多く、修理しなくても大丈夫だというものもありますので、今後整理をしていく中で破損状況も含めて確認します。

《委員》この文書目録の年代は、資料に記されている年記等を拾ったものというふうにも見えますし、何も書いていないが何々時代と推測したものもここに書かれているのでしょうか。今大体の文書の調査では、年記がなくてもこれは江戸後期とか、近代などと推定で必ず年代のところに書くと思いますが、この文書目録の年代のところの説明をお願いいたします。

《事務局》丸括弧が書いてあるもののうち、例えば、一番最初でいうと、整理番号3番「仮皆済目録」これは（明治3年）午となっているんですが、特に括弧書きで、その中に年代を入れているものに関しては、内容から推定して入れました。それから江戸時代と書いているものも同じなのですが、それ以外のものに関しては、基本的には実年代、文書に書いてある年代です。

《委員》そうすると、今示していただいた14番のところは年不詳と出てきますが、紙質であるとか書き方であるとか墨付きであるとか、そのようなものから時代は一切推定しないで不明とするのですか。

《事務局》一つ一つについて調べていくとある程度年代は絞れるとは思いますが、この段階では近世から近代という書き方をせずに、それらも含めて年不詳としました。

《委員》まだ目録不備な部分もあると思うのでご指摘の通りですが、凡例はつけたほうが良いと思います。原則、丸括弧というのは、文書に書いてあることではなく

て、その調査者が、自分の判断で入れたものです。その点で言うと備考の方でも括弧が使われていて、これは混乱するかなと思いました。例えば34番の「皆済覚」で括弧が入っていますが、これは意味の補足の括弧で、たぶん元の文書に書いてあることだと思います。この括弧と年代、あるいは題名の括弧の違いが混同しているので、この辺をなおした方がよいと思います。

「年不詳」と「江戸時代」と書く違いについては、「年不詳」は判断がどうしてもつかなかったという意味です。例えば事例に挙げた14番ですか。この「永隆院」という法号の人が誰かを特定すれば、その人が死んだ後に作成されたのは確かであって、そのように特定することができると思うのですが、一方で紙や書き方で近世のものか、あるいは近代になって写したものの可能性もあるので、判断できないということにはなるのかなと思いました。永隆院という人を調べれば、何年以降だと確定できるのですが、かなり作業的に厳しいです。最終的な、例えば報告書等のレベルではともかく、指定のレベルでは詰めきれないところは、嘘にならないように書く程度で止めた方が現実的なのかなと思いました。

二つ問題があって、一つ目は、これは文書群のすべてではなく、どのようなタイミングでどういう指定の仕方をしようかというご相談をいただいて、後から追加するというのももちろんあり得るので、あるところまでとりあえず今回は指定候補にあげてもいいのではないかという話をしました。

そのとき気になったのが、今年度中に追加になるという部分で、とりあえず今回はこの1,229点で、まずは諮問という形にすべきだと改めて認識しました。

それからもう1点の検討事項は、すでに指定されている麟祥院文書春日局書簡という卷子本2巻との関係で、これをどうすべきかは9月以降に議論するのがよいかと思うのですが。個人的にはできれば統合した方がよいのかという気もして、そうすると、この麟祥院文書春日局書簡の追加指定になるのか、ただその場合に、春日局書簡という名称を変えなければならなくなるのはどうするのかとか、先行する卷子2巻の指定の部分との関係は、9月以降に会議でご議論していただく課題なのかなと思っています。まずはこの1,229点で今回諮問ということで、課題があるということをふまえて進められたら良いのではないかなと思った次第です。

《事務局》すでに指定している春日局書簡卷子本2巻に関して、所有者の意向をはっきりと聞いているわけではありません。ただお寺の扱いとして、この春日局書簡は今回の古文書群と全く別で、春日局書簡を重宝（什物）の扱いとしています。昭和49年に指定文化財にした時、今回の文書群があるということを知っていたかどうかはわかりません。おそらく優品指定ということで、この2巻だけを指定したのかなと思われる。優品指定と、今回のような一括指定との兼ね合いで、統合した場合にはその優品指定という意味合いが薄れてしまっていますが、現在の考え方でそれでいいかどうかという問題もあります。

《会長》少々問題が複雑ですが、一つは今回諮問されたこの1,229点について審議するのは一つの方針です。9月までに若干追加等があるということに関して、それを認

めるのかどうかの確認をしておきたいのですが、それは今回認めない、認めるどちらでしょうか。手続き的に言うと、1,229点を今回は審議するという形にして、その次追加指定して、例えば来年でも問題はないかと思えますので、その方が諮問機関としてすっきりするかなという感じはいたします。

もう1点は、すでに麟祥院文書春日局書簡として指定されているものとの関係をどうするかということです。これも非常に難しいのですが、例えばすでに指定されているものに関しては名称変更という形にする。審議会としてそういう意見は付すことはできるかもしれませんが、実際に名称変更として諮問が行われるべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。もしそうであるならば麟祥院文書春日局書簡に関しては、今回はちょっと手をつけられないという形です。今回もし麟祥院文書の伊藤好一先生の調査されたものが指定になった場合に次の段階としてそれをどうするかを、改めて審議会に諮問をいただくというような形にしないと。一度に全部片付けようとしたら無理かなと感じますが、ご意見をいただきたいと思えます。

《委員》参考になるかどうかわかりませんが、国指定の場合、面白いことがあって、10年ぐらい前に京都の醍醐寺の文書群が一括で国宝になりました。ところが、その国宝指定で一括する以前に、有名な義演准後の日記などが重要文化財で単独指定を受けていたのです。単独指定を受けていたものは、残りのものが一括して国宝になったときどうしたのかと言うと、現状でもまだ重要文化財のままです。つまり統合はあえてしていないという考えです。それが正しいかどうかわからないけれど、1974年に春日局書簡がいち早く注目されて、指定になったということは一つの歴史でもあるから、今のところはそのまま別に立ててもいいのかなと思います。

《委員》麟祥院文書の下についてくるような場合もあり得るような気もするので、他の指定品の事例を調査されたらいかがでしょうか。

《委員》例えば同じお寺で仏像とか彫刻が複数あった場合に、それは一括ではなくてそれぞれ単体で指定してく方が多いかなと思うのですが、そういう場合はまとめないのが普通でしょうか。文書の場合は、まとめた方がいいのかなと思うわけですが。

《委員》文書等の一括指定というのは、美術工芸品の世界から見ると、大変にうらやましい限りのことであって、何か紙くずも国宝になると言ったら失礼なのですが、例えば醍醐寺の場合10万点の文書が国宝だと言っても、彫刻は鎌倉時代に作られたものでも、全然指定されていないものは幾らもあるんですね。それは考え方が違って、群としての学術資料を指定していくのか、それとも単独の美術工芸品をしていくというのが、いわゆる名品主義だとか、それはけしからんというような近年の考え方もないではないですけども、美術というのは、私が絵を描いても美術工芸品にはならないが、私が文字を書けばそれは国宝になる可能性はあるんですね。それが価値感の違いで仕方がないことなので、彫刻、美術工芸品の場合は、一括指定はほとんど行わないということに今のところなっています。

《会 長》今日は諮問を受けて、問題点を指摘して、今後検討していく方向ですが、さしあたってこの1,229点を審議するということは、ここでご了解いただいたということによいですね。すでに指定されているものとの関係については、ちょっと研究をしていただいて、次のときにどうするかということ、あるいはこの指定の審議をしていく中で、どう考えるかっていうことを詰めていけばいいかなと思います。

(了 承)

《会 長》それではこの件については、2回目以降に審議を行なっていきます。今後の流れにつままして、ご説明をお願いします。

《事務局》今後の審議の流れについて説明

《会 長》何かご質問等はございますか。

(な し)

#### IV 閉会

《会 長》これを持ちまして本日は終了とさせていただきます。